

第 1 1 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成 1 8 年 4 月 7 日（金）

1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

場所：合同庁舎 4 号館第 2 特別会議室

山内部会長 ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第11回総合部会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

まず、会議の開催に当たりまして報告を申し上げますが、本日は委員18名のうち11名の方にご出席をいただいております。したがって、定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、事務局の民間資金等活用事業推進室の伊藤室長より、専門委員の選任についてのご報告をお願いしたいと思います。

伊藤室長 専門委員の改選が一部ございましたのでご報告をいたします。

専門委員で、かつての総合部会のメンバーでいらっしゃいました川村融委員は辞任されまして、これに伴いまして、新たにみずほコーポレート銀行プロジェクトファイナンス営業第二部長の松本俊彦氏が専門委員として任命されるということになっております。そしてまた同様に、この総合部会にも所属をすることがPFI推進委員会の森下委員長より指名がございましたのでご報告を申し上げます。なお、本日は松本専門委員は所用のため欠席をされております。新しいメンバーの名簿はお手元にお配りをしておりでございます。

以上でございます。

○山内部会長 ありがとうございます。

それでは1つ目の議事でございますが、今後の検討の進め方についてということでございます。本部会における今後の検討の進め方につきましては、前回のご議論の中で、法改正を踏まえた事項等、早急にその検討を行うべきものについては、前回、ご欠席の委員の先生方、あるいは地方公共団体等からもご意見を伺うようにとのご指摘がございました。それでは、まずこの点につきまして事務局よりご説明を願いたいと思います。

事務局 PFI推進室の参事官の町田でございます。では、私の方から簡単にご説明をさせていただきます。

まず、今回、私どもの方で用意した資料1の方でございます。まず、第1に、今、部会長の方からお話ございました、前回、欠席委員の関係でございますけれども、総合部会終了後、ご欠席の委員の皆様方に趣旨をご説明した文章をお送りした上で、ご意見等あれば内閣府の方にご連絡くださいということでお送りをいたしました。結果として特段のご意見はいただきませんでした。

それから、もう1点、C委員の方からお話ございましたPFI事業実施主体に対して

アンケート等を行って広く意見を収集すべきではないかということでございます。それについては、私どもの方で行いましたのが、資料1のアンケートということでございます。これについて簡単にご説明をさせていただきます。

まず、アンケートの概要でございますが、実際に事業を行いました230の、これは国、それから大学等の法人、地方公共団体等すべて含めた形で各PFI事業の担当部門の方に送付をしております。したがって、例えば1つの公共団体で複数のセクションが事業を担当しているところについては、そのすべてのセクションの方にお送りをしております。調査票の発送の方は3月16日、回収締切は24日ということで行いました。結果といたしまして、回収数は148ということでございますので、有効回収率は64.3%ということでございます。

具体的にどういう形でお送りをしたかというのが、本資料の一番最後でございますけれども、別紙という形でつけてございます。基本的な今回の進め方の考え方というところで、お示した課題につきまして、1つの例示としてここに挙げたとともに、ほかに何かございましたらご自由にご記入してください、ということでお送りをしております。また、個別のものについて、例えばVFMの評価のやり方に丸をつけた方につきましては、その理由及び背景についてご記入いただければということでお送りをしております。

そこで、その結果でございますが、1ページ目をお開きいただきたいと思っております。アンケート結果というものが出てございますけれども、148事業の担当部門、これが国で検討すべきと回答した課題、これは複数回答、当然あり得るということでございますが、以下のとおりでございます。最も回答数が多い課題というのは、VFM評価のあり方ということでございまして、これについては61事業、全体の41.2%がご回答をいただきました。それから、その次が入札契約制度のあり方ということで、これは49ということでございますので、33.1%ということでございます。

以下、モニタリングの充実、人材関連産業の育成支援方策、それから情報発信、情報の強化、ファイナンス手法の多様化、安全性の確保のあり方ということで続いてまいります。

それから、その他ということでご記入していただいたセクションが64ございました。その内訳、特に3つ以上同じような項目で挙げてきたものについてご紹介をさせていただきますと、マニュアルの作成の要望。このマニュアルと申しますのは、例えば地方公共団体が具体的な事業を行う際の具体的な手引きとなるような、マニュアルというものを作成していただきたいということでございます。

それから、付帯事業、これはご案内のとおり、収益施設がかなりのプロポーシオンを占めるようなPFI事業もあるわけですが、こういったものに対しては、慎重な対応が必要であるというようなお答えをさせていただいたところが4事業。それから、PFIでの許認可、税制度については、基本的には公共事業を行うので公共事業と同じような形でやる必要があるのではないか、というお答えをいただいているのが3事業。それから、BOT、BTOのイコールフットィングの必要性ということを述べておられるのが3事業。それからPFI方式についても、これは地域の産業の活性化ということにつながるのも1つの大きな眼目ではないかということで、その地域要件の是非について、というのが3事業。それから、これは国の推進体制の話でございますけれども、各省庁がより連携をしていくべきではないかといったようなご意見が3事業。それから、事業契約、これのプロトタイプ等を提示していただけないかというご要望が3事業。それから、セミナー等を開催して、よりその周知徹底に努めるべきではないかということが3事業。それから、個別の事例、いい事例、悪い事例を含めまして、そういったものを紹介すべきではないかというのが3事業ほどございました。それから、課題ごとの主な理由等として記載されているものにつきましては、次のページのとおりでございます。まず、VFM評価のあり方、これは61事業が必要だということでお示しをいただいているわけですが、1つは21事業について、割引率の根拠や指標を統一してほしい。それから、13事業について、VFMの算定条件の統一、計算ソフト、こういったものをつくってもらえないだろうかといったご要望がございました。それから後ほどご説明をいたしますけれども、VFMの算定に当たりましては、特にLCC ライフ・サイクル・コスト を算定するに当たりまして、パブリック・セクター・コンパラター、こちらに対して、例えば設計、施工、運営管理という個別のパートごとに一定の比率を掛けまして、そしてその比率を掛けた数字をもって、LCCのコンポーネントとするというような形でやっているケースが多々見られます。こういったものをかりそめに削減率と呼んでおるわけですが、こういった削減率の実態調査と、それから結果提示への要望というものが8事業ほどございました。それから、リスク調整の実態調整、それから結果提示への要望というものが8事業ございました。

それから、今後の入札制度のあり方につきまして、これは49事業あったわけですが、いわゆるコンペティティブダイアログ、入札交渉方式等々ということでございますけれども、性能発注であるPFIの特色、特性を十二分に踏まえた入札契約制度を要望するといったようなお話が9事業ほどございました。それから、現在一般競争入札では絞り

込みということは会計法予決令の考え方から、できないわけでございますけれども、多段階選抜、まず第1段階では絞るということができないか、といったご要望が7事業ほどございました。それから、これは落札後に契約変更ということ、当然競争条件を阻害しない範囲以内でということでございますが、これを可能にしてほしいというのが7事業ほどございました。それから、例えばコンソーシアムがあった場合に、その中にある1企業が指名停止を受けますと、そのコンソーシアム全体が資格を失ってしまうといったような形で入札条件を決めているような事業が、多々あるわけでございますけれども、それを行いますと、非常に事業への与える影響が大きい。何らかの考え方の整理をしてもらえないだろうか、というご意見のものが7事業ほどございました。

それから、これは総合評価の段階のお話だろうかと思いますが、その際、質をどうやって評価をするかといったことについて、なかなか難しいところがあるというようなお話が5事業ほどございました。それから、モニタリングの充実についてということでございますが、これは37事業からそういったご意見をいただきました。まず、モニタリングのガイドライン、それから基準作成の要望というものが13事業ほどございました。それから、具体的にどういう形で実施をしているのか、そういったケースを提供してもらいたいというものが9事業ほどございました。それから、設計・建設段階のモニタリングの充実が必要である、というものが5事業ほどございました。

それから、次にPFIに関する人材、関連産業の育成支援方策についてということでございますけれども、これが32事業ほどございました。アドバイザーの充実が望まれるというようなこと、それから、セミナー、マニュアルの作成等普及啓蒙が必要であるといったようなご意見が出ております。

それから、情報発信・情報共有の強化ということが28事業ほどでございます。事業で発生した問題の共有化の要望というものが5事業ほどございました。

それから、ファイナンス手法の多様化について、といったものが26事業ほどございました。1つは公共の方としては、ファイナンスについてなかなか知見、ノウハウがございませんので、こういったことに対する評価がなかなか難しいといったようなお話が9事業ほどございました。それから、その一方で、ファイナンス手法の多様化が望まれるといったようなご意見も5事業ほどございました。

それから、安全性の確保のあり方ということでございますが、これについては21事業ほどございました。この中には施工時及び完工時の公共側の確認や、検査の具体的なあり方

の方策について提示をしてもらいたい、といったようなご意見が8事業ほどございました。アンケートの結果についてのご報告は以上のとおりでございます。

なお、一応ご参考のために、前回、配付をさせていただきました「今後の検討の進め方について」を、参考資料1として添付をしております。適宜ご参考していただければありがたいと存じます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。

アンケート関係で資料1をご説明いただきましたけれども、関連して、きょうご欠席ですけれども、K専門委員から、今後の検討の進め方についてご意見をいただいているというふうに聞いておりますが、これを事務局からご紹介していただけますか。

事務局 わかりました。

そうしたら、今、配付させていただきますので……。

お手元の方に届きましたでしょうか。よろしいでしょうか。後ろの方は、今、配っている途上のごでございますけれども、お時間の関係もでございますので説明させていただきます。

本日、K専門委員につきましてはご欠席ということでございますけれども、総合部会の今後の検討課題につきまして、ご意見を別添、お配りしたとおりいただいております。これについて事務局の方から簡単にご説明、ご報告をさせていただきます。特に金融機能についての検討ということにつきまして、以下の観点から、ぜひお願いをしたいといったご意見でございます。金融機能についての検討ということちょっとごらんいただきたいと存じますけれども、これは私の方からもご説明をいたしておりますとおり、我が国のPFI事業につきましても、運営段階に入っている事業というものが、かなりの数になってきております。230のうち80以上のものが、そういった段階に入っておるということでございますが、そういたしますと、今後、いかに安定的、継続的に事業継続を行っていくかということが大きな課題になっていくということでございます。こういった健全な事業継続というのは、もちろん発注者であるところの公共にとっても重要であるということはいまでもございませぬけれども、金融機関にとっても、これは非常に重要なことでございます。そういったこともあり、金融機関によるモニタリング機能というのを、そういった健全な事業の継続のために、いかに活用していくかということを検討していくことが重要ではないか、というご指摘であろうと存じております。

具体的には、以下の諸点についてご提案を申し上げるということでございます。まず、第1は、これは、今、申し上げました金融機関のモニタリング機能というのを最大限発揮させるためには、どういうことに留意する必要があるかということでございます。

それから、第2番目は、特にPFI事業は10年、20年という長期にわたるものでございますので、そういった長期にわたる期間について継続的に、特に財務についてモニタリングをしていくということでございますが、当然、当初から最後まで可能な限り同一の者によってそれを行うということが望まれるわけでございます。

一方で、資金需要の多様化といったようなことで、今後の1つの方向性としては、債権が転々譲渡していくというようなことも想定されるわけでございますし、英国ではセカンダリーマーケットの充実ということで、実際にそのようなことが起きているとも伺っております。そういったことに対する1つの対応策といたしまして、金融機関そのものということではなくて、エージェント的なものを設置して、ないしはそういった業務を行うところに対して何らかの委託をして、そういったところが、今後継続をして債権者がいかなうようになったとしても、責任を持ってモニタリング機能を継続していくといったようなことを、ひとつ検討をしていくべきではないかということについて、どう考えるか、どういうふうに検討していくかというようなことが、ここのお話であろうと考えております。

それから、3番目でございますけれども、現在、実態としては、事業者の特定事業の特定事業者を選定する段階で、金融についても、ある程度、選定基準の中に入っていると伺っております。ただし、この際の基準というのは、金融期間の関心表明書というのが、例えば出ているかどうかといったような内容にとどまっております。今申し上げたような、今後、安定的に事業を継続していくということで、その際に金融機関がモニタリング機能をどのように発揮させるということを考えているのかということについて、この段階でチェックをするといったような基準は皆無であるということのようでございます。

その事業を実施する前の段階で、具体的には事業者を選定する段階で、そういったことについても、十分に検討しているプロジェクトかどうかということについてチェックをしていくということも必要なのではないかというのが、この3番目の趣旨というふうに伺っております。

それから、最後でございますけれども、直接協定、ステップインのあり方をめぐる論点の整理ということでございます。特に自治体の皆様方につきましては、必ずしも直接協定ないしステップインということについて、なかなかご理解をいただいていないというのが、

実態のようでございます。ステップインをするということになりますと、金融機関が具体的な事業に大幅に介入してくるんじゃないか、というようなご懸念を持たれるところもあるということでございまして、直接協定、それからステップインというものの趣旨等、これについて、より明確に具体的な事業者の皆様方に周知徹底をするとともに、よりベターなあり方について検討すべきではないか、というようなご指摘というふうになっております。

以上、事務局の方から簡単にご説明させていただきました。

山内部会長 ありがとうございます。

今、K専門委員からの意見のご紹介がありましたけれども、こういったところもご参考にさせていただきまして、それから、先ほど資料1でご説明いただいたアンケート結果等も参考にさせていただきまして、今後、早急に検討すべき課題、あるいは中長期的に検討すべき課題、こういうことについての議論を願いたいと思いますが、先ほど、事務局でありましたように参考資料1の方で、前回の議論の内容について、また資料を出していただいて、それを踏まえつつご議論願えればと思います。どなた様でも結構です。何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

F専門委員 本日から専門委員として出席させていただいております大成建設、F専門委員と申します。よろしくお願いいたします。

私のこちらでの主な役割としましては、民間事業者側から見たPFI事業の現況のご報告、ご紹介であるとか、民間事業者からの意見、要望、そういったものをこの場にご紹介してご討議いただく、そんなことかなと思っております。私は、民間事業者側でPFI事業の応募を直接やっております立場から、ここにいらっしゃる委員の方々がほとんどPFI事業の具体的な案件の審査委員をされたりして、ふだんはテーブルの向こうとこちらで非常に恐縮しておる次第でございます。

私は、民間団体としましては、日本建設団体連合会、こちらに国土都市政策委員会がございまして、その中にPFI推進部会というものがございまして。これはPFIを手がけている民間事業者が幅広く参加している部会でございます、その委員をしております。それからもう一つ、日建連というのですが、日本建設業団体連合会、これはいわゆるゼネコンの団体でございますが、そこでPFI専門部会というものがございまして、その委員もしております。

以上、そういった立場から、民間事業者側からの意見要望、こういったものをこの委員

会に吸い上げていただく方策としまして、今、申し上げました日建連であるとか、経団連、あるいはJAPICといったような諸団体がPFIの制度等々にいろいろな要望事項を取りまとめられていますので、そういったものを、ぜひ聞いていただきたいと思います。具体的には、やり方をご討議いただければと思いますが、そういった団体の担当の者をこちらの方に呼んでいただいて、趣旨説明あるいは概要説明をさせて、聞いていただければと思います。こういった趣旨のことは、私、欠席しましたけれども、前回の総合部会でもご討議があったというふうにお伺いしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。これからも機会を見つけて、今のようなことで内容についてのご説明をさせていただきます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、C委員。

C委員 きょうの総合部会のテーマというのは、今後の検討の進め方、VFMの評価その他ということなんですが、先ほどK専門委員の指摘された課題は、これは言ってみればずうっと大昔から出ている案件なんですね。それなりに重たいテーマであるわけですね。これもここに書いてありますから、4つみたいでございませうけれども、実は、この中に含まれる1つ1つのことは結構大変なテーマが含まれているだろうと思います。散漫になって議論してもしょうがないと思いますので、どういうテーマから順番にお話をしていけばいいのか、ちょっと整理された方がよろしいのかなど。バリュー・フォー・マネー的な、そういう評価の方から行った方がいいのか、あるいは金融関係のファイナンスの面から行った方がいいのか、あるいは事業者選定、それぞれ関係ありますけれども、ウエートがちょっと違いますものですから、ちょっと整理していただければと思いますが。

山内部会長 参考資料1にありますけれども、ここで前回の議論ではバリュー・フォー・マネーについて云々、少し考えたらいかがかということと、それから、その他の事項のところ、ファイナンスの手法とかモニタリングについて挙げられていて、きょう、これから皆さんにご意見伺っての話ですけれども、先ほどの資料1であったアンケート等によると、バリュー・フォー・マネーのことがかなり皆さんのご関心があるということで、前回の議論でもこのところということでしたので、その辺は皆さんの意見をくみ取った形で、我々進んでいけるのではないかと考えています。

そのほかに、今のファイナンスの問題とか、それに関係するモニタリングの問題とかを、どう絡めていくのかということ、これこそ皆さんのご意見を伺った上で決めていくのか

なというふうに思います。　どうぞ。

Ｊ専門委員　私も思うのですが、対象をもう少し整理したらどうでしょうか。座長の言うこと、全く正論だと思いますけれども、おそらくこのアンケートは、分類できるわけで管理者にとり実務上わかりにくい分野はその明確化が求められていると共に、実務上使い勝手がよくなく、もう少し使い勝手をよくすれば、もっと使いよくなる分野などに分類することにより対応のあり方は異なってくるわけです。多分、バリュー・フォー・マネーというのは実践は進んでいるんでしょうけれども、実務上わかりにくい分野なのでしょうね。評価のあり方というのは、必ず問題になりますし、現実には形骸化している。今の議論では役に立たないわけで、もう少し役に立つように、実務的手法として展開して欲しいという要望が非常に強いのではないかと思う。

アンケート調査ももう少し整理できるんじゃないかと思います。例えば、マニュアル作成の要望とか事業契約の見本、これは私は同じ部類に入れます。モニタリング充実なども、モニタリング・ガイドラインを充実するとともに、どういうふうに契約に落とし込んでいくのかという部分においては、これも契約と変わってくるわけですね。この意味では、既存のガイドラインとどういうふうに接点があるかという観点から、もう少し整理してみると、かなりブロックごとに対象をまとめることができるんじゃないでしょうか。その中でバリュー・フォー・マネーが緊急度とかニーズがあるのならば、それを対象に何をすべきかという検討ができるんじゃないかと思いますし、また、かなり専門化、細分化されていますから、果たしてガイドラインという手法がいいのか、前回、ご議論になりましたけれども、例えばテクニカルノートとか、集中的にポイントを押さえながら補強していく考え方もあろうと思います。また、どこかのガイドラインにくっつけてみるとか、いろいろ手法のあり方も検討すべきじゃないかと思います。もう少し対象を整理したらどうでしょうかということとともに、その手法のあり方をも少し検討をしながら、より効果的な手法を考えて、どういう体制でやっていくのか、それもちょっと事務局とご相談しながら、データを抽出して、どういうふうに整理していくのかを考えてはどうでしょうか。バリュー・フォー・マネーは理論の問題と実践の問題がありますから、うまいこと整理しないと効果は薄いわけですね。理論を整理しながら、実践の中でプラクティスをまとめて、どういうふうにやっていくのかというのは、今のガイドラインには確かにない考え方ですから、多分、そういったことに、今の公共施設等の管理者等の実際のニーズがあるのではないかと、こういうふうに思いますね。そういった意味においては、このアンケート調査は

おもしろいと思います。もう少し整理すると、対象が正確に浮かび上がってくる。その本
当にニーズのあるところを、手法を考えながら検討したらどうでしょうか。

山内部会長 おっしゃるとおりで、アンケートの内容についても、もう少し角度を変え
てとか、分類の仕方といたしますか、それを改めてという、1つ重要なポイントだと思いま
すが、例えばバリュー・フォー・マネーの件については、前回もいろいろご議論いただい
たし、それから、この総合部会が始まる前に、私ももちろん参加させていただいて、フォ
ローアップという形でやってきたわけですが、ただ、その中でどういうふうにする
のかというのが大体見えてきたというところなんです。今回のいろいろなアンケートから
出されたご要望とかご指摘等、それをオーバーラップさせていくというのが、恐らく我々
の、前回の議論ですと、6月かそのくらいまでにやるような段取りのことになると思うん
ですね。今、J専門委員がおっしゃった、そのとおりで、問題を整理して、例えばバリュ
ー・フォー・マネーということに関して、それについてはどういうふうにかこれからの取り
まとめの中に、今回のご指摘を取り込んでいくか、あるいは逆に言うと、まとめを、我々
の持っていた視点とは別の視点からまとめてみるとか、あるいはやり方も提示の仕方も変
えてみる。今おっしゃったテクニカルノートという形もあり得るでしょうし、その辺のこ
とについて、具体的にこれから議論をする段階になるのかなというふうに思っております。

そのほかにも、前回の参考資料1にありますけれども、例えば入札契約のあり方とか、
安全性の問題。安全性の問題というのはいろいろ社会的な問題があったので、気になって
いることで入ってきたんですけども、例えば入札契約のあり方なんていうことから見れ
ば、今、J専門委員ご指摘の点も、この中で項目としてどう扱うのかということ整理し
直して入れていく、そういうことだと思っておりますけれども。

事務局で何か今のご意見に関係して、例えば今回のアンケートをやってみて、こうこう
こういうふうなところでまとめられるとか、そんなようなご感想といたしますか、ご意見あ
りますか。

事務局 今のJ専門委員のご指摘はまさしくそのとおりだというふうに考えておりまし
て、ご指摘を踏まえて、もう一回再整理をしまして、それでできるだけ生産的なご議論を
していただけるように、また部会長とご相談をして整理してまいりたいと思っております。

山内部会長 ですから、少しアンケートで出てきたことを別の視点とか、あるいは例え
ば項目を分けるのでも、内容で項目を分けてみるとか、その辺のことをしてみます。ある
いは進め方のポジションといたしますか、階層といたしますか、おっしゃったように理論的な

部分と、プラクティカルな部分と、そういうことでも少し分けてみて、どこに我々の検討に当てはめていけるかというようなことを検討させていただきます。

そのほか、いかがでございますか。どうぞ、E 専門委員。

E 専門委員 この の2つ目にあります安全性の確保のあり方ですが、個人的には私は別に P F I だから何という必要性は余りないと思うのですが、ただ、今の世の中で何か P F I だからという不安を抱かれるといけないので、社会に対して発信していくという意味ぐらいはあるかなとは思いますが。モニタリングとかそういうのと結局絡むと思うので、契約の中に法令に合致するようにせよと、当然それは書いてあるのですから当然なのですが、若干、もう少し書き入れるとか、せいぜいそんなところなんだろうと思います。検討をしていくというよりは、P F I だから特にこうしなければいけないという話でもないと思うのですが、ただ、そこはそう思いながらも、何か必要があれば、少し報告書の中に入れていく、そんな感じでここは見た方がよいように思います。モニタリングの充実ともリンクしてくるのではないかという気がいたします。

C 委員 昨年の8月に、法律改正になって、その案の前に、いろいろご検討の中で、J R 西日本の事件の後だったために出てきたんだろうと思います。その趣旨を私なりに解釈しておりますのは、まず公共側で提案するとき、安全性についての項目を忘れないで入れておきなさいと、これがまずファーストステップだろうと思います。第2点、提案のときに、安全性についての何らかの 分野によって違うんだろうと思いますけれども項目は当然入ってくるわけですね。そうすると、事業者選定の際に、安全性を評価の中の1つのアイテムとして考え漏れないようにしなさいと、当然普通は考えるわけです。今、お話しのように当然考えているべきことだろうと思います。何もなくても。たまたまそういう時期に当たったために、漏れないようにしなさいよということと、もう一つ、我々、従来の議論との関連でいいますと、リスクというのは当然そこへ入っているわけですね。リスクの検討というのは、実は私の個人的な意見ですが、ずうっと見えても余り検討が進んでいないという項目とウエートとがあります。具体的にどのようなものを口で言うのは簡単なですが、例えばバリュー・フォー・マネーの中にリスクが入ってきたときに、その安全性というのはどのぐらいのウエートで入ってくるのかというのは、必ずしもまだ確定的な状況で見られているわけではないだろうと思います。これも世の中が変わっていくと、また変わってきますので、ずうっと考えなさいと。そういう意味では精神論的な意味合いで、これが出てきたという背景があるのだろうと思いますけれども、要する

に忘れないようにするということなんでしょうと思います。以上です。

E 専門委員 追加で……。そういう趣旨であろうと思うのです。当たり前のことで、今まで当然やってきたことだと思えますが、あえて、より効果的にその安全性についてメンションするようなシステムに、PFIでもきちんとやっていくというようなメッセージだと思えますが、後の責任問題にも絡めて、そこまで行くとすると、結構これは難しい問題がございまして、今のリスクの話でございまして、ちょうど建築基準法の民間の検査機関の責任と自治体の責任との関係で、今、ホットな話題になっておりますので、PFIの場合も、そこら辺の責任問題、リスクの、これは後なのですけれども、事後的に何かあったときのという話まで含めると、結構難しい問題が絡んでいるという感じがいたします。

C 委員 もう具体的に、実は問題が出てきまして、宮城県のスポーツ施設の問題について言えば、本来当然あるべきことですから、契約上入っていたわけですね。ところが現実には事故が起きたわけです。それと今のお話で、モニタリングにちょっと欠陥があって、チェックがなされていなかった、それがそのまま地震を受けて事故が起きてしまった。これは実際にPFIで起きているケースであるわけです。だから、精神論でただやるということではなくて、本当にやりなさいよと、こういうことなんでしょうと思います。項目として挙げる、契約上の責任も明確にする。その後で実際に起きたときの処理も、きちっとそのプロセスが明確になっている。こういうことだろうと思いますが。

山内部会長 ここに出されたときに、今、ご議論のあったようなことを、大体内容として考えていらっしやうと思うんですけれども、何か補足的な……

事務局 まさに、今、C委員、それからE専門委員、おっしゃるとおりなんです、一言付言させていただきますと、先ほど、C委員がおっしゃったとおりで、仙台で、昨年8月でございますけれども、仙台市の温水プールであります、地震の影響を受けまして屋根が落ちて相当数の方が負傷されたという事故が起きました。建築基準法の関係もございまして、国土交通省の方が調査をした結果としては、PFIの契約に起因する事故というものではなくて、施工段階の問題、つまり事業者は適正な施工をしろということ、施工業者の方に伝達をしていたのですけれども、施工業者の方が、そのとおりにやらなかったということによって起きた事故だということで、報告が出ております。

ただ、これはC委員のおっしゃるとおりで、PFI事業の今後の進め方等々として、やはり反省すべき点はあったということで、仙台市さんの方でいろいろと検討をされていらっしやいます。本日ご出席のJ専門委員も、仙台市の方の委員会の委員をやっていらっし

やいますので、詳細についてはJ専門委員の方からお話しいただくのがよろしいかと思
います。先ほど、E専門委員がおっしゃったとおりで、安全性の確保というのは、別に法律
に規定をすとかということではない当然の話であると、私ども認識しておりますし、法
律で規定をしたというのは、したがって、あくまで確認的な規定であるというふうに考え
ておりますけれども、より充実した形でそういったことがなされるように何らかの方向性、
ないしは手引き的なものもつくっていくべきではないかということで、内閣府の方でも研
究会的なものを設定いたしまして、勉強を始めております。またある程度整理ができまし
たら、こういった場にご報告をいたしまして、あるべき方向等について適切なアドバイ
スをしていただければと考えております。

山内部長 ということ、皆さんご議論のとおりでございまして、ある意味、実務的
にかなり重要なポイントだということだと思います。

そのほかにいかがでございましょう。どうぞ。

B委員 質問になるのかもしれませんが、私、今までの議論からしますと、バリュー・
フォー・マネーとか、モニタリングとか、その辺がかなり検討のウエートがかかる。ある
いは入札契約のことは制度改正とか、そういうことも出てくるか、若干違う面があると思
いますが、それでちょっと確認というか、実態がわからないのですから、もしわかれば教
えていただきたいんですが、今回のアンケートは、事業者の方に、担当部門に出された結
果ということですね。そうすると、きょう、H専門委員もご出席ですから、あるいは神奈
川県さんなんかのご経験もありかもしれませんが、事業の担当部門の意識と、例えばア
ドバイザー事業者の蓄積状況というものが、一体のものとして、こういう回答がなされ
ているのか、それとも必ずしも担当部門はそれ自体を理解するのに困難があるから、こ
ういう回答になっているのかというのは、私の疑問点であります。

これは、今後の検討の中身に立ち入ることになりますけれども、このPFI推進委員
会の方で、突き詰めた内容の議論をしていく必要が本当にあるのか、それともアドバイザー
事業者というのは、それぞれが懸命に、既にそういう蓄積があって、そういう蓄積を發揮
することを妨げないような仕組みを推進委員会は考えていけばいいのかという、その辺は
かなり出発点で分かれてくるような気がするんです。つまり、全国一律にこれで行くと、
旗を振ってやれというのなら、それはここでやらざるを得ないんですが、例えばバリュ
ー・フォー・マネーだって、これが絶対というものは多分あり得ないように、私は、素人
ですが思うものですから、ちょっとその辺、今、これがどういう状況にあるのかという認

識を教えていただければありがたい。

山内部会長 まず、アンケートについては、事務局はどう考えていらっしゃるか、今のご質問について、実際に、これは事業ごとに聞いているわけだから、事業をやっている主体の理解度というか、その辺にちょっとばらつきがあって、かなり本質的なところがわかった上で問題提起されているケースと、表層的なところでこう、というケースが言えると思うんですけども、その辺は例えばアンケートをやる中でお感じになったような点というのはありますか。

事務局 非常に率直に言って、今回の会合に間に合うような形で取りまとめたということが正直いってございますので、内容について完全に精査しているかということ、完全には精査しておりません。ですから、むしろ、きょう先生の方からいただいたご指摘を踏まえて、少しそこら辺のばらつき等も見ていく必要があるかと思えます。いずれにしても、短い間ではありますけれども、むしろ私どもとしては、想定していたよりはかなり深いご見解をいただけたのかなと思っておりますので、今いただいたようなご指摘も踏まえて、もう少し、ちょっと精査していきたいというふうに考えています。

J 専門委員 B 委員のお話なんですけれども、私もいろいろと地方自治体の人と話す機会があるわけですが何が問題かということ、例えばバリュー・フォー・マネー評価は現実的にはものすごく形式化、形骸化しているんですね。要は自治体の人は何のためにこれを行っているのかということがわからないまま形式化した業務をこなしているわけで、説明責任を果たすことができない状況になっている。これは私は問題だと思います。何のために、なぜこれを行っているのかということ、少なくともやっている人が市民や国民に対して説明できないとしたならば、これは問題ですね。物事の考え方が余りにも幅が広くて、かつその内容が形骸化してきている。できれば、私もB委員のように型をはめるべきではないと思います。ですけれども、大きなぶれの範囲を、一定の、だれもが説明できて、わかるような範囲にとどめるべき何らかの指針とか、細かいサジェスションとか、枠ではないんでしょう。けれども、何らかの知恵を整理するなり、プラクティスを整理することは、この委員会の任務ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、先生方。

○A委員 J 専門委員がおっしゃったとおりだと思います。先ほどのご意見もありましたが、問題は非常に錯綜しております。例えば、今日配布して頂いた資料を拝見しましても、提案審査の際の、提案審査で事業性を判断する必要がある事業における金融機関の役割の評価という点があります。先ほど町田さんの説明があった4つの問題点の2番目におっし

やった、例えば融資の金利について、それは本当に妥当な金利かどうかという検討は、実は必ずしもない。もし、その融資について、流動性を高めるような仕組みのものを是とするのであれば、当然流動性が高まりますので金利は下がります。他方で、モニタリングをどうするのかということとともに、事業環境の変化に対して十分に対応できるだけの能力の高いエージェントが立っているのか、という問題にもなっていくわけなんです。提案審査で、やや心配なところは、提案書の記載を審査するに止まり、その実現可能性について十分な審査ができていないかどうかということで、少なくともこうした問題があるという指摘はすべきだと思っております。それは、先ほどの安全性確保のところ、E 専門委員とC 委員がおっしゃったことも関連しますが、今までのところ、安全性確保について提案を求めています、それがどれくらい実効性が高い手段・方法であるかということについては、十分な審査をすることは容易ではない。性能発注をしたときに、設計、施工管理一体型で行なうので効率的、且つ効果的でしょうが、果たして設計会社に施工管理をするほどの経済的な強さがあるのかどうか、というような実態の問題が生じてくるわけなんです。ですから、そういうところで、皆さんおっしゃったように、いろいろなものが相互に関連して行って、どこに触ると、次にどこにどういう影響が出てくるのかということを整理する、ここまでは少なくとも推進委員会でした方がいいんじゃないかなと思っております。その整理をせずに何か答えを出してしまおうとすると、B 委員がおっしゃったような、中身のない、形骸化した、魂のない事業になってしまうような気がしてなりません。以上です。

○山内部会長　そういう意味では、先生、さっきのご指摘の、要するに、今もう既にノウハウとか、あるいは知的なプロパティが既にこの事業に関してはいろいろあるんですけども、それをもう一回整理し直して、そのぶれを小さくして、我々が情報発信するというのが役割のような感じがいたしますね。　どうぞ。

○F 専門委員　今の話題で、ちょっと別の角度から補足させていただきますと、全国で230件ぐらい、これまで累積がある。そういったものを、例えば自治体のご担当の方が全部把握しているとかということ、それは無理ですね。ですから、そういう意味でいうと、PFIのこれまでの発展だとか、蓄積の結果、どこまでよくなってきているとか、そういうものをそれほどわかっておられるかということ、それは過大な期待じゃないかというふうに思っております。自分の案件をとにかくきちっとやる、あるいは無事に終わらせたいという、そういう意向が強くて、そうすると、前例だとか、類似案件は調べるけれども、そ

れ以上は、無理かなと。まことに僭越な言い方をさせていただきますと、そういった目で見ると、230案件の中でも、非常にばらつきがあるというのが実情じゃないかなというふうに思います。

それから、先ほどコンサルタントの話がちょっと出たんですが、コンサルタントも、こういった形で選定するかは、各自治体で相当考え方がばらついておりまして、特に実績とか、クオリティはさることながら、どうしてもお金で選ぶというところがありまして、そうすると、民間事業者の競争も非常に厳しいお金の競争になっているんですが、コンサルタントのところも、実は非常に厳しいお金の競争になっておりまして、あるところでは、数十万円の価格で受託するとか、そういうことがあるんですね。そうすると、通り一遍のことはもちろんやるんでしょうけれども、そんなに深く案件に関与して、例えば官をリードするところまでやっていただいているかということ、そうじゃない事例もあると思います。ですから、そういった実態を見ていただいて、一定の底上げのところは、こういった場で統一して守っていただいた方がいいんじゃないかな。そうじゃないと、後退する場合も、今後出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

山内部長 それぞれの自治体は、せいぜいやって数件しか案件をやったことがない。F 専門委員のところはたくさんやられているので、ある意味では、一番ノウハウが蓄積されていると思うんですけども、ただ、これは応募する側と、それからそれを選定する側でちょっと違うので、その意味では、ここでは選定する側といいますか、事業者側のレベルアップというのが基本だと思います。

神奈川県さんのように、ずっと蓄積があって、しかも1つの部局ですべて見られているところはかなり蓄積を持っていますので、こういう場で、そういったところをご披露いただいてまとめていくのがいいのかなというふうに思っております。

何かございますか。

○H 専門委員 今、F 専門委員の方からお話がありますコストについて、相当、神奈川県の場合、発注するに当たって、財政課等々の地方公共団体が発注する場合、コンサルタントのお金とか、そういう分も財政課を通りますので、当然査定というものが入りますので、頭が痛い部分がございますけれども、先ほどお話がありましたように、230、確かに類似の案件はいろいろあるかと思っておりますけれども、個々の自治体で相当個性が強いものが発注されている部分がございますので、基本的にはバリューのガイドラインを、類似部分でマニュアル化して充実させるということが必要なのかなとは思っておりますけれども。

○山内部会長 何かございますか。

○C委員 先ほどF専門委員から、かなり遠慮された表現でおっしゃっていますけれども、コンサルタントの力量、レベル、あるいは本屋さんにも、かなりPFIに関する本がありますけれども、内容的なレベル、B委員の方からどの程度のレベルかとおっしゃっていますけれども、私はたまにいいテキストはないかと、この間も友人に聞かれました。正直いまして、いろいろ売っているんですけれども、推薦できるのは1冊か2冊ですね。実は昨年8月に法律改正がありました。その機にいろいろな研究所とか、コンサルタントと称されるところからコメントも出ております。要するに、さまざまなんです。誤解もあります。そういう意味では、ある程度、委員会なり総合部会で発信していかなければいけないなということだろうと思います。

ただ、一方で、先ほど来、J専門委員からのご指摘のように、1つの大きなテーマを選び出しますと、芋づる式にいろいろな面が変わってきちゃうんですね。そんな簡単じゃないんです。

それともう一つ、例えば金利のお話が出ました。私も最近、別の分野での話にかかわったことがあるんですが、シンジケートローン、特にPFIシンジケートローンですと、シンジケートローンというのは、私の個人的な経験でいいますと、20年ぐらい前から国際関係でいろいろあって、それと、今、国内で、例えば政府を相手とされる たまたまK専門委員が来られていませんけれども そのあたりがメインプレーヤーになってやっておられるシンジケートローンと、いわゆる従来からのシンジケートローンというのは同じでもないですね。金利の決め方なんかも、何が正しいかというものもどんどん変わってきているのが現状だろうと思います。

ですから、実はPFIといえますのは、行政全般にも影響が及びますし、逆に受ける方の民間側の業者さんにとっても、かなり多くの場合に、230件というのは、全体でいえば実は少ないのですけれども、ただ、内容的なえば、かなり重たい要素を含んでいる。そういう面でいいますと、どんどん変わっていくということが必然的にある。ですから、この議論も、あるいは事務方の方も整理されるに当たって、一度に100点満点の回答を求める方向でのやり方というのは、しょせん難しいと思いますので、むしろ、そのときに一番のテーマとして、話題性があるというところちょっと軽い感じがしますけれども、皆さんが非常に興味のあるテーマから深堀りをしていって、そこでとりあえず、そのときのバージョンで一旦仕切って、それで議論を深めていって、コンサルタントに対しても、民間に対し

ても、あるいは地方公共団体のご担当に対しても、役に立つような格好で提示をしてやる。それが2年後に役に立たないとか、世の中、変わったとかいうことは百も承知で、そういうことを前提に提示をしていくということでもよろしいのかな。また、そうでないと、せっかく詰めて検討しても、時期的におくれて役に立たないとか、後でトラブルとか、むしろそういうことが、かえってあるので、むしろ気がついたらどんどん改訂していくという格好で打ち出していく方がよろしいのかなと思います。

○山内部会長 ありがとうございます。いろいろ貴重なご意見をいただきまし、時間の関係もございますので、最初の議事については、このくらいにしたいと思うんですが、皆さんのご意見を伺ったところでは……まだございますか。

○I 専門委員 ちょっと最後に一言申し上げたいんですが、推進委員会は1年ぐらいブランクがあったわけですね。始まると何をやるかということで、随分時間を費やしているわけなので、恐らくバリュー・フォー・マネーについて最も検討しなければいけないのは推進委員会のバリュー・フォー・マネーじゃないかなとも言われているわけです。私は、このアンケート結果も、こういうベーシックな話が出てくるということは、推進委員会として、ある面でいくとシビアに受けとめた方がいいとも、私は思うんです。ですから、何をやるかという話に時間を費やさなくて、とにかく何かやってみる。それから、どういうふうにやるかというのを、もう少し考えて、私はガイドラインというのはなじまないんじゃないかなと思います。例えばそれぞれの委員が署名入りで出すという形を積み重ねていくということも必要だと思うんです。例えば、VFMについてどうするか、例えば本当にバリュー・フォー・マネーをイギリスタイプみたいに、VFMも基準に置くのか、それから、フランスタイプみたいにVFMというのは基準に置かないのか、私は逆にいくと、VFMというのは、今の形から一步後退させるということもあり得ると思うんです。そういうことも含めて、一遍会議したら、とにかくこういうことが、きょうは決まったという形で出していかないと、これで、逆にいくと、何をやるかということでいつまで議論していくのか、そうすると、生産的ではないと思うんです。いろいろ申し上げますが、何をやるかということについては、早く結論を出していただきたい。

それから、どういうふうにやるか。ガイドラインという形で出すのか、署名入りで出すのか、そういう形で議論を進めていただきたいというふうに思います。

○山内部会長 承知しました。

それで、1つ目の議題については、まさに、今、I 専門委員のご指摘のように、この辺

で皆さんのご意見を求めたいと思うんですけれども、今、I 専門委員のご指摘、まさにそのとおりでありまして、前回のご提示のところについては、今回のアンケートからも、それほど的外れではない、あるいは極めて重要な点だということはわかってきたわけでありまして、その面では、とにかくこの問題を、例えばバリュー・フォー・マネーという問題とか、ファイナンスの問題、それから安全性の問題、これについてとにかく我々として検討を進めるといふことをお願いしたいと思っております。特に、今、I 専門委員、おっしゃったように、ずうっと何をやるのかやるので議論して、それからまた長い間かかって議論していても、らちがあきませんので、さっき言いましたように6月ぐらいまでを目途に1つの方向を出すというのが、この参考資料1の のところの時間的スケジュールということになっていますので、ですから、まさにここの2、3カ月、集中的に議論して、それで情報発信していくという形でもよろしいかと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、またご意見、あろうかと思っておりますけれども、後ほどフリーディスカッションの時間も設けておりますので、その辺でご意見賜りたいというふうに思いまして、2つ目に、まさに今の内容に入っていくわけですけれども、VFMの評価のあり方についてというのがございますので、これは、まずは最初、事務局からご説明いただいて、これについて若干のご議論をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、資料に従いまして事務局の方からご説明をさせていただきます。

資料2、3、4、5とございますけれども、とりあえず資料2をご参照いただければと思います。VFMガイドラインに関するフォローアップ調査というのを内閣府の委託調査で行いました。この調査の目的というのは、先ほど来、議論されておるとおりでございます。まず、VFMのガイドラインというものが出たわけでございますけれども、なかなか基本理念等について自治体の実務担当者のご理解が深まっていない、正しくないといった部分もあるという指摘があるということが1つと、それからいずれにしても230ほどの事例が積み重なってきましたので、そういった意味では知見の集積が相当程度出てきた、こういった蓄積を踏まえて、内容を検証した上で、ガイドライン等に示されている考え方、方向性について、少し検討をすべきではないかと、こんなことで始まったということでございます。

一応委員会をという形でご議論をしていただきまして、委員長の方は本日もご出席の山内先生、委員といたしましては、総合部会の専門委員であるみずほコーポレート銀行の川村部長、それからC委員、それからI専門委員、それからJ専門委員にもご参画していた

だいたいでご議論をしていただきました。第1回は昨年3月7日で、それ以後6回ほど議論を積み重ねてまいりまして、本日お配りの報告書というものをまとめさせていただいたということでございます。2月の段階で委員の皆様方全員からご了解をいただきましたので、対外的にも公表させていただきました。内容についてでございますが、時間の関係もございまして、ごく簡単にポイントを絞ってご説明させていただきたいと思っております。

資料3をごらんいただきたいんですが、1枚目を見ていただきますと、どういうパートででき上がっているか、簡単におわかりになると思います。まず第1に現状の把握ということでございます。この把握はどういうふうに行ったかといいますと、当然、PFI事業は公表が1つの原則でございますので、各事業者、発注者の皆さんの方で、PFIの算出状況についてもおおむね公表をしていただいております。17年3月末現在で、選定事業者の選定手続が終わっております117事業について、公表されている算出状況を踏まえて整理をしたというのが1つでございます。

ただ、なかなかこれだけでは実態がつかみ切れないというところがございますので、特色のある34事業、これは下に書いてありますが、これについてピックアップをいたしまして、ヒアリングを行いました。これを踏まえまして、現状における課題、これを踏まえまして委員会で委員の先生方にご議論をしていただきました。そうした結果、大体现状における課題というものが10くらいに収斂できるのではないかとということで整理をしていただいたということでございます。それで最終的には今後の対応ということでございまして、先ほどI専門委員、C委員等からもお話がございましたとおり、できるだけ時宜に即応して、即時的に情報発信をしていくべきというような考え方を踏まえた上で、4つほど整理をしていただいているということでございます。

それで、ごく簡単に、特に先生方の方からご指摘がございました10のポイントにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。まず、第1が、PSC、これは実際にVFMを算出するとき、公共事業で実施した場合にどういうコストになるかということ、管理者の方が計算をするわけでございますが、その資金調達費用について、例えば起債の金利をどうするか等々によって、ばらつきがあるというようなご指摘でございます。

それから、2番目でございますが、付帯的施設の取扱ということでございます。PFI事業というのは、基本的には公共的な施設の整備を民間が代替して行うということでございますけれども、これとあわせて民間の収益施設を整備することが当然でございます。VF

Mのガイドラインの中では、こういった付帯的施設については、V F Mの算定に当たっては含まないというふうに整理をしているわけですが、果たして、一律的にそういった整理をするのが適切かどうかというようなところが問題意識でございます。

例えば、ご議論の中で出てまいりましたのは、庁舎等々がございます。この庁舎を整備したときに、来庁者等々のための食堂を整備するとしますと、収益的な施設でございますから、付帯的施設の性格が強いと思われるわけでありまして、考え方によっては、本来、公共部門が必要とする施設というふうに位置づけられるということも考えられるわけですが、そういった考え方も少し整理をした上で、こういった場合について明らかに付帯施設と考えられるのか等々についての範囲、それから算出方法について検討する必要があるのではないかといったご指摘というふうに理解しております。

それから、3番目でございますが、適切な調整における税金の取扱ということでございます。これは、例えば公的なセクターが補助金等を交付するといった場合については、その補助金等の交付については、当然V F Mの算定に影響が及ぶということでございます。V F Mもむしろ減らす方向に働くということでございます。一方で、例えば税金をいただくということになりますと、その分、V F Mがふえるということになるかと思っております。こういったことを調整をするということが、適切な調整の1つの考え方ということであろうかと思っておりますが、この税金の取扱ということが、各発注者によって、ばらつきがあるというようなご指摘でございます。

それから、4番目でございますが、V F Mの算定、公表時期及びその算定結果のフィードバックということでございます。V F Mの算定は、今回の調査の結果ですと、特定事業の選定の段階で行われているケースというのが、基本的にはほとんどでございます。これは、今回の調査の結果でも、実際ほとんどの管理者さんの方でやっているという結果が出ました。しかしながら、具体的に事業者が選定された段階、それから、具体的に事業が運営段階に入った段階、それぞれの段階で、果たしてV F Mがどういうふうになっているかということをしきりとチェックをした上で、その結果をフィードバックしていく。具体的にどうしてV F Mが出たのか、それから、どうして従来の公共事業的な手法では出なかったV F Mがこういった形で出たのかといったことについても、きちと整理をしていくべきではないかというようなご意見が出たということでございます。

それから、5番のサービスの質を加味したV F Mの算出ということでございます。これはご案内のとおり、具体的に事業の選定をする際は、総合評価ということで、ただ単に価

格だけではなくて、もろもろの質的な部分についても、あわせて評価をして事業選定を行うということが一般でございます。また法律でもそういったことを推奨しておるわけですが、そういったことであれば、VFMの算出についても、金銭的な価値だけではなくて、いわゆる金銭ではかれないようなサービスといったようなものについても、VFMの算定の際に配慮していくべきではないか、というような考え方でございます。この中には、例えば地方の企業に対する、地方の地域社会に対する貢献といったようなことも、当然VFMということ算定する際には考えていくべき要因であるわけでありまして、そうだとすれば、こういった地域への貢献ということも、何らかVFMの評価に反映させるべきではないかといったご意見もございました。

それから、その次、8ページでございますが、リスク調整の方法ということでございます。これはなかなか、私も完全に理解しているかというところがございますけれども、リスクを最終的に公共と民間で適切に分担をしていくというようなことを、最終的にアジャストメントをやるということでございますけれども、こういったリスクについてのデータというのが、我が国では当然のことながら、なかなか蓄積がないということでございます。英国では、基本的には施工を行った際に、施工期間を大幅に超過をしてしまうというようなことが多々ございます。いわゆるオーバーランリスクと呼んでおるわけですが、PFI事業を行うことによって、こういったケースが大幅に減ったということが、英国財務省の報告等でも示されているところでございます。

こういったリスク、これをどういう形で分担をさせるか等々の観点から、データの蓄積が英国等にあるわけですが、我が国にはそういったものがないということでございます。そもそもこういったリスク調整の考え方ということが、なかなか一般的に浸透していないということがありまして、そこをどうするかということでございますが、1つの考え方といたしましては、保険で基本的にはリスクをカバーするというような考え方がございますので、当該保険についての保険料というようなものを、リスクというふうになし、従来方式のLCCに加える必要があるのではないかと、といったようなご意見もございました。ただ、なかなかこういった保険料についての考え方というものも、十分整理されていないところがございますので、今後、こういった点についても整理をすべきといったご意見が出されたということでございます。

それから、PFI事業のLCC算出の方法ということで、9ページでございます。まず、選定事業の収益性ということで、これはエクイティに対するリターンということで、EI

RR、それからプロジェクト全体に対するリターンということでPIRR、それから単年度でキャッシュが十分もつかということでDSCRも、それから全体としてキャッシュが十分もつかということでLLCRといったような指標が使われておりますけれども、これは、公共団体の皆さん、私も含めてでございますが、なかなか公共のサイドはこういった発想に疎いところがございますので、どうしてもコンサル任せになってしまうというところもあるということがございます。

こういったことについては、1つは、個別のケースごとにどういった指標を使うということを考えるべきであるというようなご意見があった一方、ここに書いてございますとおり、VFMに与える影響というのは小さくないので、深めた議論が必要であるといったようなご意見も出されたということでございます。

それから、その次でございますけれども、10ページ、選定事業者の各種費用の算出方法ということでございます。これはかなりご議論のあったところでございますけれども、先ほどちょっと申し上げました削減率の話でございます。なかなかLCCを具体的に算出をするということは、発注者の皆さんにとっては難しいというようなところもあるようでございまして、一定の比率を発注者の皆さんが組み立てた公共事業としてやっていく場合のコスト、いわゆるPSCでございますけれども、これの設計について、例えばこれくらいの比率で下がるだろうという比率を掛けて、LCCの設計の額を出す。それから施工についても同じような形で一定の比率を掛けて出す。それから、運営管理についても一定の比率を掛けて出すというようなことをやっているケースというのが、実態としてかなり見られるということでございます。

それでは、その比率というのをどういうふうに考えるかということでございますが、基本的には、こういった比率を使うかどうかという是非もございまして、1つの考え方としては、当然、実際に民間の方がどういった経費で同様の事業をやっているかということ市場調査した上で、そういった数字を使うことが正論であろうかと存じますが、このグラフにございますとおり、必ずしもそういった数字を使っているわけではないというような結果が出たということでございます。これは、こういった削減率を一律に使うべきかどうかということも含めて、今後、きちとした議論が必要ではないか、ということがご意見として出されたということでございます。それから、11ページでございますが、PFI事業のLCC算出における選定事業者の資金調達費用ということでございます。これについては、実際に金融機関の金利をどういうふうに考えるかということについて、当

然らつきがあるということでございます。ここについては、当然、金利については事業ごとに異なる側面もあるわけでございますが、実際の金融機関の資金調達の方法を踏まえて、一定の考え方を示すことも必要ではないか、といった意見が出されました。

それから、12ページでございますけれども、事業収入と公共収入が混在する事業におけるVFM評価の必要性ということでございます。PFI事業には、いわゆるサービス購入型ということで、すべてのサービスについて、公共がその対価を支払うというようなケースのほかに、すべてを事業者、民間サイドの方で利用者からのフィー等々を踏まえて補うという、いわゆる独立採算型と呼ばれているパターン、それから、今申し上げた公共からの支出と、それから、フィーで賄う部分をミックスしてやるという、いわゆるJV型と呼ばれているもの、おおむね3つのタイプがあるというふうに整理がなされてまいりました。しかしながら、独立採算型というふうに呼ばれているものについても、例えば具体的な底地を無償で貸しつけるとかいったようなものについては、公共の方からの一定の見えざる補助がなされているということも、考え方として十分成り立つのではないかということで、例えばこういったものを完全な独立採算型として評価するのは適切かどうかといったようなご議論がございました。こういった、よりきめの細かい議論をした上でVFM評価についても考えていくべきではないか、といったご議論があったということでございます。

それから、割引率の設定方法ということで、ガイドラインの方では、割引率について具体的な数字は明確に示しておりません。リスクフリーレートを使うということを示しているわけでございますが、実態としては国交省が費用対効果分析の絡みで出している割引率の4.0%というものを使っている事業が過半でございます。しかしながら、そうではないものもあるわけございまして、こういったばらつきについてどう考えるか、さらには割引率について明確な考え方の定義ということ、さらに行う必要があるのではないかといった意見も出されたということでございます。以上が10のポイントということございました。

それで、こういうことを踏まえて、今後の展望としてどう考えていくかということでございますが、これについては先ほどC委員、そしてI専門委員の方からお話いただいた考え方が、ベースに当然あるわけでございますけれども、大体3つの方向性が考えられるのではないかとございます。

まず、第1については、VFMに関する基本的な概念の中で、あるべき姿が明確になっていないものについては、さらに議論を進めて、あるべき姿を明確にしていく必要がある

でしょうということでございます。

それから、2番目は、理念や目的が明確にはなっているのだけれども、なかなか難解であるといったようなことで、実務的に受け入れられないといったものについては、先ほどお話があったような、例えばテクニカルノート、コメンタールといったようなもので、具体的な内容を解説をするということで、時宜に即して不断に情報提供をしていくべきではないかということでございます。

それから、3番目でございますけれども、理念や手続も十分理解されている。それから、そういった難解さ等もないんだけど、他事例について、いろいろと情報が欲しいといったようなものもあろうかと思えます。こういったものについては、そういった事例データをまとめて公表をしていくといったようなことが必要なのではないか、ということでございます。大体そういった3つのカテゴリー、3つのアプローチの方法というものを整理をしていただいた上で、今後の具体的な方策といたしまして、15ページでございますけれども、まず、今後とも不断に実施事例を集積、そして分析をしていこうということでございます。今回の調査、完全に十分な調査をしているとは思っておりませんので、さらに、今後とも不断にVFMについての実例収集というのをやっていく必要がある、ということでございます。

それから、2番目は、これは当然のことでございますけれども、発注者、管理者の皆様方に対して、情報フィードバックをしていこうということでございます。

それから、先ほど申し上げましたとおり、理論的な考え方の整理、それから具体的手法の検討ということも、当然平行してやっていくべきであろうということでございます。

それから、今回、こういった形で総合部会の委員の先生方にもご参画をしていただいて、委員会を設置し、そして検討をしていただいたわけでございますが、非常に有意義な結果が出たということございまして、もし、お許しいただければ、今後ともこういったメンバーの皆様方を中心として、さらに検討をしてまいりたいということが1つと、それから、もう一つは、先ほど来お話がございまして、PFIにつきましては、コンサルタントその他さまざまなプレーヤーがかかわってございます。こういった皆様方のご意見を十分も伺っていきながら、よりベターな方法というものを考えていくべきではないかということでございます。

大体以上がちょっとつたない説明でございますけれども、報告書の内容でございます。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

お聞き及びのとおりでございます。バリュー・フォー・マネーのガイドラインに関するフォローアップ調査ということで、ここの専門委員の方にご参加していただいて、今のような結果を出したということでありませぬけれども、ただ、これは通過点であって、さらにこれを深める、あるいは明確にするということが必要ではないかということでございます。

これについてご議論をいただきたいと思いますが、フリーにお話しただいて、また今後これをどう深めていくかなどのことについてご示唆いただければと思いますが、いかがでございますか。あるいは、ご参加された方で補足的な説明があれば、それからお願いしたいと思います。いかがでございますか。

C委員 議論に入る前に、先ほど事務局のご説明の中で、私がこれまでくどくどと、しつこく申し上げた項目について、ちょっと一言だけあらかじめ申し上げておきたいんですが、JV方式とか、独立採算とかいう議論がありまして、本屋さんに並んでいる本ではそういう表示になっていますが、私は当初から一貫して、こういう表現はおかしいということをお願いしているのでもございますけれども、それは1つの将来的なPFIの展望ということだと思いますと、従来はリスクなり、さまざまな負担が、民間企業で負うようなパターンの構造のPFI事業ということが、ほとんど念頭にあったわけでもございますけれども、これからは必ずしもそうでもない。イギリスなんかでは非常に大きな規模になってきますと、民間の一企業ではリスクを負い切れない。それをどうやって実現するかという意味でいいと思いますと、本来的なJVという発想でやらざるを得なくなった。そういうことで、誤解を招かないようにという趣旨で当初から「JV方式」あるいは「独立採算」という言葉は、現状では余り使わないようにしていただきたいということをお願いしたいということで、ちょっと一言申し上げておきます。

F専門委員 このVFM算定の中身ではなくて、関連した事項で、ひとつご議論いただきたいと思っておるのが、予定価格とっていいの、参考価格とっていいの、そういった発注者側が想定されている予算の公表の問題です。これは先ほどご紹介しました日本経団連、それから日建連、そこの要望書にも、表現の仕方は違うんですけども、共通の要望として載っております。例えば、日本経団連の方は、PSC、VFMの公表という言い方です。ただ、これは入札制度であるとか、予決令であるとか、会計法であるとか、そういった関連で難しい問題があるというふうにお聞きしております。それを多分配慮し

たのだらうと思うんですが、日建連の方は参考価格の公表というような言い方で要望をされております。

かい摘まんで、どういう内容かということだけちょっとご紹介させていただきますと、P F I で競争を民間にさせようとする場合に、いろいろなオペレーションの部分はとりあえず除いておくとすると、公共施設を民間が設計、建設、維持管理するというパッケージで提案させます。その中には期間費用である金利なんかも付帯的に入ってきますので、そういった意味でいうと、入札価格というのは、そういうものを含めた総合的な価格で出てまいります。

問題は大きく分けると2つございまして、1つはお役所がこの程度のお金を、特に施設整備費に考えているというのがあったときに、民間側からの設計、建設、パッケージの提案ですから、要はどの程度の価格レベルがお役所の考えている想定値か、目標値かというのがわからないと、なかなか充実した提案がしにくいということがあります。ちょっとわかりづらいかもかもしれませんが、例えばある建物を50億で考えておられるというのが、何らか民間側にも伝わってくれば、やり方は2つございまして、50億を使って一番いいものを提案するというのが1つ考えられます。それから、お金が安ければ安い方がいいんだということであれば、50億を下回って、ただし、最低の要求水準は満たしてということで、お金を設定するということがありますので、要は施設をどういうふうにつくり込むか、あるいはサービスをどういうふうに充実させるかという目安として、発注者側の方から何らか考えておられる価格のレベルが提示されれば、提案も非常にその範囲内で充実したものが出てくるのではないかと。逆にいうと、価格競争を意識した余り、お金がとにかく下回っていけばいいんだということになると、どうしても施設の内容が落ちて、ただし、そのレベルでバランスさせた提案にせざるを得ないということがございます。

それから、論点の2番目としては、実際の入札に当たって、お役所の方が予定価格というものを設定されるケースが多いと思います。この予定価格は通常の公共工事、工事だけの発注の制度から来ているものなんですが、この工事については、民間側が提案する価格について上限値を設定されていまして、ですから、これがお役所が想定される予算だと思わんですが、これを1円でも越えると、その提案は失格になります。先ほど申し上げましたように、P F I は設計から始まりますので、内容自身も民間側が想定して定めるわけですから、その予定価格が絶対的なもの、あるいはそれを1円でも越えると失格というふうになると、提案内容そのものがばらつきがあるのに、お金で一律に足切りのような形に遭

ってしまう。そうすると、提案だとかにかける民間側のコストが、瞬時にしてむだになってしまう、そういう事態があります。ですから、何らかの形で、あるいはヒントのような形でも結構なんですけど、VFMを算出して、民間側の想定コストというものが、ある程度算出された段階で、それを民間側にメッセージとして伝えていただく。それが日建連でいきますと、参考価格を公表してください、という言い方になると思うんですが、そういうことをご議論いただけないかなというふうに思っております。

I 専門委員 今の議論ですが、ちょっと私、よく理解できていない面があるんですが、2番目の点について、私は賛成です。質と価格を両方でやるわけですから、その中に予定価格だということだけを入れて、そこで失格問題が起こるのは、これは何とかしていただきたい。

ただ、前者について、ちょっと私、どうも理解ができないですが、PSCを公表しろとおっしゃっているのか、LCCを公表しろとおっしゃっているのか、あくまでVFMというのは行政の内部の検討資料ですよ。それをどういう論拠で公表しろとおっしゃっているのか。要するに価格について、予定価格があるからということであれば、2番目の点だけでいいはずですよ。VFM自体まで公表するということの理屈がちょっと、いまひとつわからない。

もう一つ、私は、マーケットサウンディングをちゃんとやって、なおかつ、まさに競争的対応をちゃんとやれば、一番目の問題は、ほとんど問題は起こらないと思うんですね。すみません。

F 専門委員 論拠といわれると非常に困るんですが、我々の直面している問題ということで説明させていただきますと、具体的な案件では、例えばPSCが幾らだとか、あるいは役所が考えているLCCが幾らだとか、そういった形で明確に公表される案件というのは非常に少ないと思います。ただし、予算措置の段階から、大体このぐらいの予算措置が行われているとか、債務負担行為の金額は幾らだとか、そういった形でいろいろな数字が出る案件というのは結構多いんです。そのときに、かたや要求水準に準拠して、施設の規模だとか、類型だとか、あるいは維持管理の内容だとか、そういうものを追って行って、役所側が言われている債務負担行為の金額であるとかと突き合わせると、我々の過去の経験値からいうと、非常に数字に無理がある案件というのがございます。そうすると、その中で、特に施設整備費なんかは設計にかかわるものなんですけど、一体どのぐらいのものを考えておられるかというのが、今の流れの中でなかなか読めない。逆にいうと.....

I 専門委員 すみません、それは予定価格を廃止すれば解決するんじゃないですか。

F 専門委員 予定価格を？

I 専門委員 価格を、今、おっしゃった 2 番目のところをクリアすれば問題はないんじゃないですか。

J 専門委員 問題を整理したらどうでしょうか。いわゆる入札制度の手続の問題と特定事業評価の問題は別だと思えますよ。それを混乱して議論されるから、わかりにくくなるのではないのでしょうか。私は今ご指摘の予定価格の厳格度の問題は入札手続上の課題でもある、これは正当なご議論だと思います。議論する価値はあると思いますが、それを特定事業の評価と組み合わせると、ややこしくなりますよね。実はこのガイドラインをつくったときに、では、P S C は予定価格なのかと、裏で議論したことがあります。現在のガイドラインは表ではこの問題をとりあげていません。意識的にこの問題をこの委員会はとり上げなかったという経緯があります。その観点はございますけれども、一緒にしない方が、私は問題がすっきりすると思います。入札手続上の問題として、予定価格をやるのは正当なご議論だと思いますが、それはまた別途、バリュー・フォー・マネーとは別の問題だと思いますけれども、どうでしょう。

C 委員 バリュー・フォー・マネーは P F I の非常に大きな柱になるわけですが、法制度との整合性が非常に問題として残っておりまして、バリュー・フォー・マネーは、では何のためにやるかという、3 段階に分かれるのだらうと思います。第 1 段階では、事業を P F I の事業として取り上げるかどうか。つまり、バリュー・フォー・マネーがあるというのが、P F I の事業として取り上げる時の前提条件、要件になるわけです。だから、最初の段階。これは民間企業が計算するのじゃなくて、あくまで公共部門で取り上げるかどうか、議論をまず最初にするわけですね。その次に、P F I がスタートしまして、実際の事業者選定をする過程の中で、バリュー・フォー・マネーを反映するのか、しないのか、これが、今、J 専門委員がおっしゃったように、いろいろな一般競争入札で、現実にある事業者選定のプロセスの中で、バリュー・フォー・マネーをどう反映するかというところは、実はそこで議論はとまっているのだらうと思います。これが第 2 段階ですね。

第 3 段階は何かというと、現実に事業者が選定されて、事業がスタートした後で、果たして、当初、考えたとおりの事業内容になっているのかどうかチェックをする。それは先ほど来の話がありましたように、事例を蓄積して行って、そのとおりになっているか、な

っていないか、あるいはこれはモニタリングとも関係してくるわけでございます。つまり、事業がスタートした後の実績をどのようにチェックするかという観点で、バリュー・フォー・マネーというのは見なければいけない。大きくいうと3つあるわけですね。

今、F専門委員がおっしゃられたように、民間の事業者から見ますと、いろいろ知りたいというのはよくわかります。ただ、今申し上げましたように、実際の行政の制度の中で、いきなりイエスかノーかが出るようなものでないものが入っておりますので、こうなったんですね。従来の委員会のいろいろな議論の中で、民間から希望がありましたのは、特に施設をつくる時 - かなりのケースは施設をつくるだけじゃないわけですね。サービスの調達ということもあるわけですが - 一番希望があったのは、旧建設省の頃からずうっと建設に関する情報の蓄積でいろいろな単価とかあるわけだから、あらかじめ教えてほしい、発表してほしいという要望が非常に強かったというところで終わっている。ただ、今のお話ですと、1つ1つの事業に個別具体的に予定価格をきちっと渡すのかどうかという議論とは、ちょっと別なんだろうと思います。それはまあ、公共調達のPFIに限らず、情報の公開とか、そういうこととの関連の中で決着をしていくことでもあろうかと思いません。以上です。

I専門委員 ちょっと、私が言った論拠というのは、要するにVFMの中のPSC、LCC、どちらを、何を公表するのか、それから、どの段階で公表をまとめるのか。例えば外国の場合でも事後的に公表するというのもありますよね。だから、どの段階で公表を求めるのか。例えば、では、VFMの公表だけ求めて、予定価格PSCのある場合とLCCのある場合がありますが、では予定価格が両方以外の価格で、それよりもうちょっと下の価格で設定されたという場合には、今度はVFMの公表というのは余り意味がなくなってしまうよね。その辺をちょっと含めて、論拠を求めるというのはそういう意味なんです。

F専門委員 よろしいでしょうか。直接のお答えにならないかもしれないんですけども、私の方で申し上げたいのは、制度的に何か問題があるとか、無理があるとか、そういうことではなくて、むしろ民間事業者側の要望ということなんです。先ほど、例えば失格という制度が、それは確かにひどいねと、それをご理解いただけるのであれば、それはそれで非常に進歩だと思います。

そこで、私が申し上げたいのは、例えば要求水準なり、施設の概要が出ているから、それでマーケットスタディといいますか、社会の一般のマーケットからいうと、大体それで適切、妥当なお金のレベル感は分かるから、それはそれで民間事業者の問題じゃないです

かと、多分、そういうお話だと思うんです。ただし、それは我々もいろいろな施設を計画するとき、一般論としては必ずそういうアプローチをします。ただし、それが、今度、個別具体的な発注者が発注をしようとしている場合の予算といいますが、どのぐらいを考えているのかというのは、必ずしも一致していない。例えば1つの施設の類型があったとしても、その中では幅があるというか、グレード感があるんじゃないかと思います。そうすると、通常の公共工事であれば、設計だとか、仕様だとか、かなり決まっていますから、それに対して値段を入れるだけなんですけど、PFIは施設のそもそも論として、どういうものをつくるかとか、設計をどうしようかというものも、我々が一緒にご提案して、お金も入れるわけなので、どのレベルで、それをうまくバランスさせるのか、あるいは最適な提案をするのかというのは、何かめどがあれば非常にやり易い。もしそういうものが示されるのであれば、お役所は幅の中の一番下のものでいいんだと考えていましたよ。ところが、我々はかなり自分たちの思い入れもあって、高いものを設定した。そうすると、高いレベルではいい提案かもしれないけれども、お役所が考えているのは、そこまで要求しないし、そこまでお金を使うつもりもなかったですよ、ということがあるのではないのか。そうしますと、お役所が求めている競争のレベルのところ、割と近いものが出てきた方が、お役所としては選びやすい、採りやすいものが複数出てきて、その中でベストチョイスができるのではないのか。ですから、すれ違いが少しでも解消された方が、発注者側もそうですし、我々もむだのない提案ができるのではないかと。

I 専門委員　ですから、私はマーケットサウンドをちゃんとやって対話型をやれば、その問題はよりうまくあいに解決できると思います。

バリュー・フォー・マネーより、今お話をお伺いしていると、予定価格の話だと思いますね。

山内部会長　先ほど何名かの委員から問題整理をした方がいいと、F 専門委員のご指摘は非常に重要な点であるというふうに考えておりますけれども、例えば入札のプロセスの問題とか、そういうところと非常に大きく絡む問題であって、今、我々バリュー・フォー・マネーの検討をしてきて、これについてちょっとご意見を伺うということですので、また機会を改めて、ご議論させていただくのがよろしいかと思います。

それで、戻りますけれども、バリュー・フォー・マネー、先ほども事務局の説明がありましたが、何かご質問あるいはご意見等、ございますでしょうか。

I 専門委員　実際にメンバーとして議論に参画させていただいたところで、これはこの

VFMの結果というのは公表されているんですか。公表するんですか。

事務局 先ほど申し上げましたとおり、先生方からご了解をいただきましたので、2月中旬であったかと思いますが、公表いたしました。一応業界紙の方には掲載されました。

I専門委員 バリュー・フォー・マネーのガイドラインにも参画させていただいた者からすると、責任を重々感じるわけなんですね。ですから、これが淡々と公表されると、VFMというのは、かなり混乱していますよ、という形の公表になるので、最後の、これからもこれについてどうするかということをお急ぎにやります、ということをお知らせしないと、ただ、これだけを公表すると、世の中をかえって混乱させるんじゃないかと思うんですね。ですから、そういう形でいくと、我々、2月中旬に公表されたということであれば、お急ぎにこれに対して何らかのコメントをつけないと、推進委員会としての責任がまっとうされないと思います。

○山内部長 そのために、今ここでご議論いただいているわけでありまして、ここで議論したこと、ある意味では議事録の公表とか、それにプラス・アルファの形で公表することによって、今、I専門委員がおっしゃったような問題点といいますが、この報告書に対するフォローアップのフォローアップみたいな形ですが、それを今、意図して企画しているということでありまして、それからこの内容についても、お急ぎに議論して、もう少し詰めるということも、事務局としては想定されているということですね。

○事務局 まさに部長のおっしゃるとおりでありまして、まず、ここで10ポイントのご指摘だけではなくて、当然、こちらの今後の方向性というところにウエートを置いた形で新聞記事は出ております。具体的にどういう形で報道されたかというのは、後ほど委員の先生方にご送付申し上げたいと思います。

それから、まさに部長、おっしゃるとおりで、今後とも議論をさらに進めていきたいというふうに、私どもとしては考えておりまして、できればI専門委員にもお加わりいただいて、今後ともそういった議論をさせていただければと思っております。

山内部長 そのほか、いかかでございますか。

○B委員 細かいことで恐縮なんですけど、この「適切な調整」における税金の取扱いというところを読ませていただいて、頭の中で整理し切れていない面があるんですけど、確かに税収が上がると見込まれる場合にカウントするという事はわかるんですけど、例えばこの中に出ている固定資産税とか、税の理屈からいくと、サービスの提供を受けている見返りという性質が仮にあると仮定しますと、こういう事業の実施によって、それだけのコスト

もかかっているのだと、そういう理屈もあり得るわけです。ですから、それが純粹に税収増という形でカウントしていいのかどうかということも、一応検討する必要があるのではないかという気がいたします。

それから、これも細かいことですが、当委員会の要望なども反映されて、イコールフィッティング論で税の軽減措置が講じられているんですが、それはイコールフィッティングだから、税の軽減のことはカウントしないでいいと考えていいのか、あるいはそれは軽減だから、マイナスの方でカウントするとか、細かい議論をし出すと、きりがいいんですが、要するに、細かいことをやり出すと、どこかで、また細かいことを補充する議論も必要になってしまうという気が、感想ですが、いたします。

○C委員 今の税収について、バリュー・フォー・マネーのガイドラインが策定されたときの、税の適切な調整ということが盛られた経緯なんでございますが、たしかH専門委員の属していらっしゃるところからのクレームが最大の要因だったんじゃないかと思うんですが。どういうことかと申しますと、税収が上がってという問題で、ちょっと誤解を避けるために一言加えておきますと、まず、某民間企業が訴訟に訴えまして、あれは実は全然違う議論です。これははっきり申し上げます。PFI事業が行われることによって民間事業者側で収益が上がって、それで法人税が増えるのを見るようにという議論が民間側であったかと思いますが、それは全く取り上げられていません。そのための調整ではないということです。あくまでも固定資産税でございますとか、登録免許税でございますとか、課税主体が異なるために、国、地方あるいは行政法人、それぞれの立場で違ってしまっているのではないかと。そうすると、自分のところで事業をやって、結局ほかの自治体に税金を持っていかれてしまう。それは望ましいことではない。この辺が実はスタートなんです。ただ、税制の問題や、あるいは負担だとか、あるいは行政の問題、そういうことを考えますと、それほど簡単に決着がつかないことなんですね。今ご指摘がありますように、これはずうっと議論していかなければしょうがないところなのです。しかし、バリュー・フォー・マネーがあるかどうかという判断だけは出さなければいけません。そういうときに、カウントするか、しないかをきちっと考えて、どっちにしる、少なくとも公平、公正な結論が導き出せるようにするしかないというところが最初の議論で、そこでとどまっているわけです。本当はもっと具体的には、個別具体的な項目を挙げて、アドバイスができるのが一番よろしいわけでございますけれども、少なくとも今までの民間の議論がありましたように、30年法人税を納めるのだから、その分もカウントして、私の方が儲かるような議論に

なっているのだから、私の方が選ばれるべきだという議論が、中にはあるんですが、それと全く違うんだということだけは、はっきりとここで申し上げておきたいと思います。

○I 専門委員 適切な調整というのは、決めの問題だと思うんです。ですから、どうも VFM 全体が、仮にこういう前提で計算するとこうなりますよというだけのものではないかというふうに思います。例えば、まさに税の問題というのは、こういうふうにして計算すべきでしょうという形の決りを、この委員会ですべきだと思うんですね。経済学者は、大体これは全部イコールにすべきだという考え方が強いですね。だから、逆にいうと、LCC から税を全部省いちゃう。要するにイコールの状態にしろと。イギリスの場合は、PSC の方に法人税をつけ加えていますよね。行政の方が、むしろ納税意識を持つという考え方ですから、ですから、まさにこれは推進委員会で、こういう前提にすべきだという形で、1 つガイドラインを出す。前回のガイドラインでは適切な調整ということが、ちょっとそこがあいまいだったので、こういう形で適切な調整がかなりばらけているとすると、何らかの指針を出すべきだと思いますね。

○C 委員 その点で申し上げますと、今、従来からいろいろな議論もあったりして、はっきりしていますのは、国と、市町村と、独立行政法人では課税主体としての性格が全く違う。特に独立行政法人の場合は、徴税権がありませんから、税金の扱いが国や市町村と違う。ここは、実は当初の PFI の議論から大分変わってきているところなので、ここでひとつ、100% の答えではなくても、考え方の基本は委員会として出すべきなんだろうと思います。

○山内部会長 今、お2人のご意見があるように、考え方を整理した上で決めるというのは1つの我々の役割かもしれませんね。まさに、次に詳細を議論するときには、そこまで突っ込むということです。

これに関連して、あるいはほかでも結構です、何かご意見ございますか。特にないですか。いかがですか。

○C 委員 確かにいろいろありまして、時間が今回、これでぎりぎりになっていますので、バリュー・フォー・マネーについて、とりあえず専門委員の方も含めて委員の方のご意見を、先ほど I 専門委員の方からありましたように、ペーパーベースでもいいですから、どんどん出していただく。それを一旦整理をして、先ほど申しましたように、芋づる式にモニタリングもありましたし、計画にもありました、選定にも関係ある、とういう課題が出てくるかというのがありますから、まず、バリュー・フォー・マネーを深掘りする格好で

いろいろな意見を集めるというところから入られたらどうかと。

○G専門委員 バリュウ・フォー・マネーの使い方ということで、C委員から3つの段階があるというお話がありまして、私は現実にはバリュウ・フォー・マネーの選定をきちんとしなければならない理由というのは、事業の足切りのに使われるというのが、一番ポイントかなと思われま。これをいいかげんにやっていると、あるいは能力がないがためにおかしなやり方をしていると、本当に真の意味でのバリュウのないものがPFI事業として選定されてしまう。少なくとも議題に乗ってしまう。そこが一番問題かなというふうに思います。

そういう意味で、変なもの、あるいは行政の恣意的なもので乗ってしまうとか、そういうことも多々あるのかもしれませんが、そういうPFIにふさわしくないものがPFI事業として出てきてしまうということを守るために、きちんとしておくべきだというふうに思うんですが、それが一番きちんとやる方向としては、後づけに、その内容を公表するとか、そういうことがあると思うんです。現実的にはなかなか難しいかなというふうに思いますので、結局は、それを行政はいろいろな使い方をするわけですね。ですから、こちらとしてもいろいろな考え方があるんじゃないかな。要するに、高目に設定したい場合は、いっぱい出させたい場合は、こういうふうにするしかないし、そうでないときはコンサバティブにやるにはこういうやり方があるとか、そういうような知見を、ある程度みんなに知ってもらおうということが、間違った使い方というか、行政の意図したところと同じような感じに使われるためには必要かなと思います。

根本的には、VFMというものをどういうふうに使いたいかがあって、それをまっさらに、客観的な数字ではあり得ないというのが現実的にはあるわけです。結局は行政側がどういうふうにしたいかがということと、ちょっと関係があるのかなという気がします。それが1つ1つ、申請を全くなくすためには、ガイドラインできちきち、きちきち、全部これを守りなさいと、全部やってしまえば、申請は全くなくなってしまうんですが、ただ、そうしますと、それこそPFIの創意工夫という面が全然なくなってしまって、PFIらしくなくなってしまうということで、こういうふうに算定したら、こういうふうになるというような、そういうような情報をこちらの方で発信していくというのが、できることかなというふうに思います。

山内部会長 今の幾つかのご指摘が含まれていて、私が非常に重要だと思ったのは、要するに、ここで我々がバリュウ・フォー・マネーはこう考えるんだよということが、実際

にやる方にとってどういうふうに反映されてゆくか、つまりリパーカッションみたいなものを見た上でいろいろやらないといけないということです。一番端的な例でおっしゃったのは、例えば事後的な計算を必ず行わなければならないというようなルールを決めたとすると、かなり気合を入れてやらないといけないとか、あるインセンティブになるわけで、その辺のことまで含めた上で、バリュー・フォー・マネーのあり方を議論するということだと思います。

○J 専門委員 イギリスではそういうふうに行っているんですね。イギリスではVFM評価は事後監査の対象になります。計算データや前提を保持して、常に監査人に対して報告する対象義務がある。ですから、強力に前提条件とか、細かいところを徹底的に検討するのは、実はそういうオブリゲーションが課されているかでもあるわけです。もちろん、果たして、それが日本でいいのかどうかというのは全く別の問題になりますが。

○山内部会長 そういったシステムが持っている効果とか、インセンティブとか何か、その辺まで考えた上で議論した方がいいんじゃないかという、そういうご指摘だと思うんですが、先ほど、C委員がおっしゃったように、10の大きなポイントをフォローアップの委員会では指摘をして、次にどうするかということなんですけれども、先ほどもちょっと税の調整等について議論に出ましたけれども、では、具体的にどうするんだということを含んだ上で、これについて、専門委員会の委員の方からいろいろ意見をいただくというのは次のプロセスとして非常にいいのかなというふうに思っております。

進め方としては、これをさらにフォローアップしてどうするのだということは何らかの研究會を持ってやっていくというのが、多分よかろうと思っておりますし、それは、多分、事務局の方もそういう意図をお持ちだと思いますので、それに向けて、今の意見聴取をして、特に具体的にどういうふうなところが問題だということも伺った上で、これを進めるということではいかかでしょうか。よろしゅうございますかね。

はっと見ると、もう時間がないことに気がついたんですけれども、何か最後にご意見、ご指摘がございましたら承りますが、いかがでございましょう。

○C委員 一言だけ……。

昨年8月の法律改正の中で、PFIの推進委員会の役割の1つとして、いろいろな情報の蓄積もある、公開もあるんですが、その一環として、当然、バリュー・フォー・マネーを公表するかどうか、これは別の議論でございまして、実際に行われた事業に関して、できるだけ集めておくということが想定されているということだったと思います。これはご

承知おきいただければと思います。

山内部会長 その辺、事務局と、どういうふうに具体的にやるかということを含めたいと思いますけれども、もしよろしければ、きょうの議論、この辺で終了ということにさせていただきますが、最後、事務局から何か連絡等ありますか。

事務局 どうも本日はありがとうございました。

今後の日程でございますけれども、また皆様の方にいろいろとご都合を伺った上で、部会長等ともご相談をして、日取りを決めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

山内部会長 ありがとうございました。

長時間にわたりまして熱心にご議論いただきましてありがとうございました。これにて、第11回の総合部会を終了ということにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 了 -